

町としての要件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>町としての要件に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和23年3月16日 条例第3号</p> <p>第2条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づき町の区域の全部が合併して新たに普通地方公共団体が設置される場合において、当該普通地方公共団体が当該合併により前条第1項第2号又は第3号に掲げる要件を備えなくなるときは、同項の規定にかかわらず、知事において特別の事情があると認める場合に限り、その備えなくなつた要件の全部又は一部を緩和することができる。</p>	<p>町としての要件に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和23年3月16日 条例第3号</p> <p>第2条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づき町の区域の全部が合併して新たに普通地方公共団体が設置される場合において、当該普通地方公共団体が当該合併により前条第1項第2号又は第3号に掲げる要件を備えなくなるときは、同項の規定にかかわらず、知事において特別の事情があると認める場合に限り、その備えなくなつた要件の全部又は一部を緩和することができる。</p>